

車検時におけるすれ違い用前照灯の検査への移行について（情報提供）

車検時における前照灯の検査において、平成10年9月1日以降に製作された自動車はすれ違い前照灯で検査を行うこととされておりますが、暫定的な処置として、「整備工場における前照灯の検査の取扱いについて（平成10年8月31日付 自整第142号）」により走行用前照灯が基準に適合していることを持って、すれ違い前照灯も適合するものとして取り扱われています。

本通達の公布から16年が経過し、平成10年9月1日以降の製作車で、すれ違い前照灯での検査対象車両は保有台数の87%を占めており、また検査法人ではすれ違い前照灯対応のライトテストは検査場の99%に設置され、さらに軽検協においては検査場の98%で設置されております。

このため国土交通省では、前照灯の検査方法をすれ違いビームを測定して判定する方法に移行することを、別紙のとおり検討している旨の情報提供がありましたので、下記により概要をお知らせいたします。

記

1. 概要

(1) 認証工場（持ち込み検査）

①検査法人及び軽検協ではH10.9.1以降の製作車（すれ違い測定車）は、原則すれ違い前照灯で検査を行う。（現行は走行用、すれ違い用と受験者の選択方式）

※持ち込み検査を行う事業者は、原則すれ違い前照灯で検査が行われる。

(2) 指定工場（完成検査）

②すれ違い前照灯試験機を保有している指定工場では、H10.9.1以降の製作車（すれ違い測定車）を、原則すれ違い前照灯で検査を行う。（走行用前照灯での検査は不可となる）

③走行用前照灯試験機を保有している指定工場は審査事務規程 5-58-2-1 テスタ等による審査に従い、走行用前照灯試験機ですれ違い前照灯の検査を行う。

※走行用前照灯での検査は不可となる。

※前照灯試験機の買い換えを求めるものではない。

◎参考

【審査事務規程 5-58-2-1 テスタ等による審査】

この場合において、平成10年9月1日以降製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。）にあつては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアの計測の条件により計測し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。また、前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いてア(イ)により計測したときにイ(イ)に掲げる基準に適合するすれ違い用前照灯は、当分の間、この基準に適合するものとする。

(3) その他

①通達「整備工場における前照灯の検査の取扱い（自整第142号 平成10年8月31日）」の取扱は今後、国土交通省で検討される。

②振興会、商工組合で実施している予備検査場で平成10年9月1日以降製作された自動車の前照灯の検査は、すれ違い前照灯で予備検査を行う必要がある。

2. 移行時期

平成27年9月1日